

唐代における御史と酷吏について

築山治三郎

はしがき

御史の研究については既に桜井芳郎氏の御史制度の形成や其他二、三の論文があつて、制度史的に見た御史の研究がなされている。これらの論文を参考にしながら唐代における御史と酷吏について述べて見たいと思う。いうまでもなく唐代は中央集権強化のため御史は官僚監察の強い権限をもっていた。そこでこの小論の順序として、一、唐代御史制度とその任掌、二、御史の中央官僚監察糾弾、三、監察御史の任掌と地方官僚監察とその権限、四、御史の推鞠と三司使について、五、御史の選用とその任期、六、酷吏とその性格、七、中期以後の御史についてそれぞれ述べてむすびとしたいと思う。

論文中、御史相互の関係や御史と刺史との関係及び御史と節度使の関係等にやゝ疑問の点もあり、充分とはいえないでのそれらの研究は他日を期したいと思っている。

一、

唐代の官僚機構は南北朝、隋の制度をうけついで複雑膨大なものであ

り、三省、六部、九寺、五監などがあつて中央政府を構成し、州、郡、県の刺史、太守、県令以下の地方官僚は凡て中央から任命され、中央集権の実を図った。中期以後節度使を初め令外の官として諸使も悉く中央から任命された。さらに中央集権を強化し、官僚を統制するために、天子直属の御史台を置き、内外官僚の不正非違を監察糾弾したのであつた。いま御史の任務とその変遷を概観すると、御史という職は戦国の時から存在し、極めて重要な役であり、それが漢代にうけつがれた。秦においては御史は天子の側近に侍する臣であった。通典二四 侍御史に、秦時張蒼為御史、主桂下方書、亦任也。とあって殿中にあって文書を掌る重要なものであった。桜井氏は王に侍御して文書を掌つていた御史が朝儀祭礼に際して百官の不法を取締るのが第一段階の発展で、これより常に百僚を監察するようになるであろうと述べている。通典二四はさらに至秦漢為糾察之任。と見えていることである。漢代には御史の居る官署を御史府または御史大府寺といい、また憲台ともいった。後漢では御史台または蘭台寺ともいったのであって、御史台の名は後漢から始まったものである。後周は司憲秋官府といい、隋、唐になって再び御史台と

いった。

唐の則天武後の時、御史台を改めて左右肅政の二台を置き、各々御史を置いたので、御史の人数も増加したが、睿宗になって再び旧に復し御史台としたのである。このように各時代によつて名称が同じでなく、特に武後の世に左右肅正二台を置いたのはその世相を物語つてゐる。

さて唐六典

卷二三

御史台によれば、御史台に御史大夫一人、中丞二人、

侍御史四人、殿中侍御史六人、監察御史十人があつた。漢代には侍御史は十五人で殿中侍御史はないが、勿論侍御史が殿中の監察をも掌つてい

たものであり、隋代には侍御史が八人あり、殿中侍御史は魏に初めて置

かれ、隋初は殿内侍御史といい、十二人あつたが、煬帝の時これを省い

た。唐代には御史台に三院があつて、台院、殿院、監察院で、それぞれ

侍御史、殿中侍御史、監察御史がこれに属し、御史大夫がこれを統轄してゐた。

さて御史大夫、中丞について述べると、秦漢では

御史大夫秦官、漢因之、位上卿銀印青綬掌副丞相、故事選郡守高第為御

史大夫、任職為丞相。

とあっていうまでもなく、秦・漢ともに監察の長官であつたが、宰相の

任を掌つた行政官であり、特に郡太守の優秀高第のものを選んだのであ

り、丞相と並び称せられ、重要な職掌であつた。

初漢御史大夫有兩丞。……中丞在殿中蘭台、掌圖籍秘書、外督部刺史、內領侍御史十五員、受公卿奏事、举劾案草、蓋居殿中、察舉非法也。

とあって御史中丞は侍御史を直属とし、侍御史を率いて中央官僚を監察、糾弾し、また地方官僚の監察に任ずる部刺史を監督するという監察の実を握つていた。

唐代における御史と酷吏について

南北朝においては御史大夫は時には置かず、御史中丞を以て御史台の長とし、隋になつて御史大夫を置き、唐も引きつづいてこれを置いた。

唐六典

卷二三

御史台に、

御史大夫之職、掌邦國刑憲典章之殿政令、以肅正朝列、中丞為之式、とあり、新唐書

卷二三

百官志には糾正百官之罪惡。とある。朝列を肅正することとは唐代において厳しくされたものであり、官僚の秩序が乱れると綱紀が頽發し、罪惡を犯すことになる。百官志に、

朝會則率其屬、正百官之班序遲明、列於兩觀、監察御史二人押班、侍御史顚舉不如法。

御史大夫は百僚を監察する行政官であり、朝列を肅正する重要なもので、もし朝の班序、儀礼を紊すものがあれば、侍御史がこれを糾弾した。

秦漢時代において御史が朝儀に際して百官の不法を取締ることからやがて百官を監察することになつたが、唐代も同じく朝会に際して百官の非違を厳重に取締つたのである。朝列班序について、百官志はさらに、

凡朝位以官職、事同者先爵、爵同以齒、致仕官居上、職事与散官、勲官合班、則文散官居職事之下。

とあって職官、散官、勲官等の班序が定められており、それが品階によつて差があることが百官志に詳しく述べられており、朝会に際しては常に侍御史、殿中侍御史、監察御史に監督されていた。しかし朝列班序の上下について時々論争して譲らず、任官の新旧、出身の貴賤、品階の高下、清濁の区別等によつてその班序を争い、対立し、そのためには貶された例も列伝に見られ、班序について百僚にとってはかなり大きな問題であり、中集集權的国家においては、官僚の高下はそれ自身権威の表徴でも

あり、それだけに種々の問題があり、これを監察するものが御史であった。六典卷二三御史台に、凡中外百僚之事、應彈劾者、御史言於大夫、大事方幅奏彈、小事則署名而已。

とあって百僚を弾劾する時は御史は長官の御史大夫に上申しなくてはならず、こゝにいう御史は侍御史、殿中侍御史、監察御史であることはいうまでもないが、御史大夫が直接に百僚を弾劾することは特別の例を除いては殆んどなく、侍御史以下がこれに当り、御史が長官の御史大夫に上申せず、勝手に百僚を弾劾する場合もあった。

御史大夫は御史台の長官で中丞以下の御史を統轄して百僚を監察するものであるが、太宗貞觀元年に御史大夫杜淹が參預朝政となつて宰相を兼ね、また同じく御史大夫蕭瑀が宰相を兼ねて国政の枢機に参与するようになると、自ら事實上の監察の実權は御史中丞が握ることが考えられる。従つて御史中丞の權限が強化され、後になると御史中丞であつたものが宰相になるものが多く出ることが列伝に見られる。このことは漢代において御史大夫が副丞相として政治に参与し、御史中丞が殿中にあつてこれに官僚監察の実權を与え、中央官僚に対しても侍御史を統率して糾察せしめたこととやゝ似ているが、唐代では三省の長官が正宰相であり、他官で宰相を兼ねることができ、従つて時代によつて数名の宰相が居つて政治に参与したので、漢代の丞相のように大なる權限をもつていたと考えられず、唐代の宰相は本官で宰相兼務のことが多かつたので両者の任務をとらねばならなかつたが、御史大夫で宰相兼務の場合、本務が稍もすると忘れられ、従つて御史中丞が監察の実權を握つたことが充分考えられる。しかし本当の百僚監察の実權は直接その衝に當る侍御史

や監察御史の手にあり、廣汎な權限を持つていた。

侍御史は單に御史といわれ、秦代は御史といわれ、初めは殿中に侍して文書を掌つたものであることは前に述べた通りである。文書を掌つた御史が朝儀に際して百僚の不法を取締り、やがて監察の任に当るようになったもので、漢代これをうけつぎ、後漢も侍御史を置き、察舉非法、受公卿郡吏奏事、有違失举彈之。^④とあって百僚の非法、違失を察舉弾劾したものである。隋代では侍御史の上に持書侍御史があり、御史中丞に当るもので、侍御史の權限が持書侍御史に奪われ、侍御史は單に侍從、糾察するのみで、その權限やその位置がやゝ下つたのであった。

唐代になると、中央集權の実を擧げ、内外官僚の統制を強化するため、御史台官を重視した。通典卷二四侍御史に、

大唐自貞觀初、以法理天下、尤重憲官、故御史復為雄要。

と見え、特に侍御史、殿中侍御史、監察御史の選用に意を用いたが、これについては後述することとする。侍御史の任掌については唐六典卷二三侍御史に、

掌糾舉百寮、推鞫獄訟、其職有六、一曰奏彈、二曰三司、三曰西推、四曰東推、五曰贖贖、六曰理讐、

と見え、通典卷二四侍御史にはその職に推、彈、公廨、雜事の四としている。六典にある六つの職を通典は四つにしたものであろう。推は三司、西推、東推をいい、彈は奏彈、公廨は会計、雜事は恐らく御史台の台務を指したものであろう。要するに侍御史は百僚の不正、非違を糾察弾劾し、刑獄の推鞠を掌つたもので、憲官として百僚を糾弾するのみならず、時には法官として裁判を掌る重要な任を持っていていたことがわかる。

三司については後に述べる。

殿中侍御史は秦漢ではなく、魏の時に置かれ、居殿中察非法、即殿中侍御史之始也。とあり、晉梁もつづいて置き、梁には四人があり、殿内禁衛内の事を掌つた。隋は殿内侍御史といつた。

唐の殿中侍御史は通典に、内供奉三員、初掌駕出於齒簿、内糾察非違、余同侍御史、唯不判事。とあって官延、齒簿、禁衛についての非違を監察し、侍御史のように刑獄を推鞠はしなかつた。六典卷二十三御史台にも掌殿延供奉之儀式。とあり、開元以来は百僚監察の権は侍御史に帰し、ただ殿中侍御史は六典に、

凡兩京城内、則分知左右巡、各察其所巡之内、有不法之事。とあって東西両京都城内を巡察し、不法の事あれば、糾察し、また京畿諸州の禁軍は殿中侍御史の管轄下に置かれた。

二、

御史について^⑧桜井氏は第二段階の発展として御史は殿中から外に出る。最初は天子の代理として側近の御史を派遣したものであろうが、それが制度となり、地方官の監察は監御史という特別の官が生ずるに至つた。と述べているが、郡県制度において地方官僚機構を天子直属の御史を各郡に配置せしめて中央集権的專制政治を強化したものと思われる。

漢は監御史を罷め、武帝の時、部刺史を置き、六条を以て州管下の地方官僚を監察せしめたが、隋は開皇一年検校御史を改めて監察御史とし、地方官僚を統制し、監察せしめた。

唐代監察御史の任掌について六典卷二十三御史台に、分察百寮、巡按郡県

唐代における御史と酷吏について

糾視刑獄、肅正朝儀。とあり、旧唐書卷四四職官志に、
掌分察巡按郡県、屯田鑄錢、嶺南選補、知太府司農出納、監決囚徒、監察祀、……尚書省有會議、亦監其過謬、凡百官宴会習射亦如之。
とあり、通典卷二十四監察御史、新唐書卷四八百官志の監察御史の任掌についても旧唐書の記載と略同じである。

要するに御史の外に出たものが監察御史であり、単に外のみならず、内も亦監察し、朝儀を肅正し、外郡県を巡按し、刑獄を糾察し、さらに屯田、嶺南選補、鑄錢、太府司農の会計出納や祭祀などを監察し、また尚書省の会議に臨んで過誤があれば、これは監察糾舉したもので内外百僚の監察糾彈のみならず、会計、土地、選挙、祭祀に至る広汎なる監察の権限を与えられたものであった。たゞ侍御史のように罪状を推究して裁判することは特別の場合を除いてはなかつたようであり、侍御史が主として内官監察に対し監察御史は内外官僚を監察した点は大いに異なる点であつた。百僚を分察するとあるが、内外の官僚を分察することも考えられ、また内官監察の場合、尚書六部の各部によつて分察したものとも考えられる。六典卷二十三監察御史に若在京都、則分察尚書六司、糾其過失、及知太府司農出納と見えているからそれぞれ部署によつて分察したものであろう。しかし内外多数に上る官僚の監察は少数の侍御史や監察御史では到底その任に堪えることが不可能に近いように思われる。殊に重要なことは郡県を巡按することであつた。

凡十道巡按、以判官一人為佐、務繁則有支使、其一察官人善惡、其二察戶口流散、籍帳隱沒、賦役不均、其三察農桑不勤、倉庫減耗、其四察妖猾盜賊、不事生業為私蠹、其五察德行孝悌茂才異等、藏器晦跡應時用者

其六察點吏蒙宗兼挾縱暴貧弱、冤苦不自申者。

これによれば漢の六条と略同じく、官僚の善惡、戸口、戸籍、賦役等の一般農民生活について特に重視し、民政安定について意を用い、豪強や黠吏即ち悪吏などが人民を圧迫し、冤罪にして自ら申告し能わぬものなどについて特に監察したかどわかる。秦朝が各郡に監御史を置いて地方郡県官僚の監察に当らしめ、中央集権のもとに天子の直属として意のまゝに官僚を統制したと同じように、唐でも地方官僚監察には中央から監察御史を地方に派遣してその任に当らしめたのである。

監察御史は侍御史と同じように中央官僚の監察糾弾に当っている。もともと中央官僚の監察糾弾は侍御史であるが、更に監察御史がこれに当っていることが列伝や会要^{卷六一}や、また冊府元龜^{卷五一七}憲官彈劾に多く見られる。いまその例を二、三挙げて見よう。

永徵元年、中書令褚遂良が中書訊語の胥史訶担の宅を抑買したので監察御史草約がこれを彈奏し、大理寺丞張山寿が事件を判じ、銅二十斤を徵し、遂に褚遂良は左遷された。この事件は別に褚遂良が横領したものでなく、買ったものであり、犯罪ではない。しかし宰相たるもののが最下級官吏の胥吏の宅を強制したものとして監察御史から彈奏されて、左遷された。品階の低い監察御史が宰相を彈奏した例である。

高宗龍朔二年、鉄勒道行軍総管鄭仁泰、薛仁貴が胡族を征討し、降胡九十余万を殺し、更に余州を討ち、途中大雪のため部下兵士の糧尽き凍死者が続出した。この時に御史大夫楊德齋がこれを彈奏している。勿論監軍として監察御史も当然これに当っているが、國家の重大事には御史大夫が直接之に当っている。

則天武后時代は内外ともに混乱し、いわゆる武周革命が起つた。通鑑二〇八及び二〇九に御史の弾奏や推弾についての記事が多く見られる。

御史大夫李承嘉が監察御史姚紹之に命じて武三思を中心とする陰謀事件について推按せしめ、監察御史袁守一が侍中魏元忠の謀反に関係あるとしてこれを弾劾しているが、謀反とか謀叛とかの重大事件に監察御史が単独に弾劾することは考えられず、恐らく御史大夫の命を受けるか、連絡したものに相違ない。^⑯景龍四年、監察御史崔琬が宗楚客、紀處納を彈劾している。この二人が潜に戎狄に通じ、その賄賂を受けたので、辺患起るに至ったのが理由であった。この二人は宰相であるが、この事件は単に弾奏したのみならず、さらに三司を派遣して追究せしめている。宗楚客は崔琬の誣奏であるし、その結果武后は監察御史崔琬と宗楚客と和解せしめた。通鑑には戎狄婆葛の金を納れたことについて非難しているが武后が意のまゝに監察御史を動かした例であろう。通典^{卷二四}及び通考^{卷五三}侍御史に、

武后時刑獄滋章、凡二台御史、多苛刻無恩、以誅暴為事、猜阻傾奪、更相陵構為弊也。

とあることによって武后の時の御史が苛刻横暴を極めたことを述べているが、これがいわゆる酷吏である。酷吏については後述するが、酷吏であつた來俊臣が監察御史紀履忠から弾奏された。來俊臣は御史中丞であつたが、下級の監察御史から弾奏された例である。このようにもし御史の不正、非違がある場合は他の御史がこれを弾劾した。品階の高い御史大夫や御史中丞の不正、非違は監察御史が監察糾弾した。勿論監察御史の不正の場合には上級の御史が監察糾弾したことは当然であろう。

長安四年に監察御史肅至忠が宰相蘇味道の贓汚を弾劾した。その時御史大夫李承嘉が御史を責めて、

近日弾事不諧礼乎、衆不敢対、至忠曰、故事台中無長官、御史人君耳目耳、比肩事主、得各弾事、不相閑白、若先申大夫、而許弾則可、如不許弾、則如之何、大夫不知曰誰也、承嘉默然、而弾其剛直。

とあってこれによれば弾奏する場合御史大夫に諮らなければならなかつた。しかし御史大夫に必らずしも上申することは限らず、事件によつては

単独で監察御史が糾弾することができた例である。上述の御史は監察御史であることはいうまでもない。^㊷ 蘇味道の贓汚は父の改葬に当つて州県に令して郷人の墓を毀ち、その使役度に過ぎたことをいうのであって、

宰臣高官の行動について常に監察御史が監察していたことがわかる。

科挙の選挙に坐して御史から弾奏されたことは列伝にその例が屢々見られる。旧唐書一〇〇 裴淮伝に、累遷監察御史、時吏部侍郎崔鄭坐贓、為御史李尚隱、同鞠其獄、安樂公主及上官容昭阿党湜等、裴竟執正奏其罪、甚為時所称。

とあって、監察御史裴淮と李尚隱とが吏部侍郎崔湜、鄭惜の典選に際し

三、

ての坐贓を弾劾、推究したのである。この典選坐贓の推弾には旧唐書卷一八五 良吏伝李尚隱によれば、李尚隱は同列の御史李懷讓と殿庭において糾弾したことが見えており、この御史はいうまでもなく監察御史であり、この典選坐贓には結局裴淮、李尚隱、李讓夷の三人の監察御史が糾弾、推究しているが、科挙選挙の坐贓のような複雑な犯罪に対してもは多名の監察御史がその監察推究に当つたのであつた。

唐代における選挙に際しての不正、贓賄等のことは甚は多く、選挙必

唐代における御史と酷吏について

らずしも正しく行われたと限られず、その度毎に御史が監察の眼を鋭く光らせていたと思われる。監察御史の任掌は嶺南選補とあるが、必らずしも嶺南に限らず、典選を監察する任もあつたことが考えられる。しかし典選監察はどの程度徹底していたか疑問である。時には権力によつて監察御史が抑えられることもあつた。

弾奏された吏部侍郎鄭愔も曾つては御史であつた。旧唐書李朝隱伝に、

朝隱累授大理丞、神竜元年、功臣敬暉、桓彥範為武三思所構諷、侍御史鄭愔奏請誅之、勅大理結其罪。朝隱以暉等所犯、不經推究、不可即正刑名。

侍御史鄭愔が功臣敬暉、桓彥範の罪によって誅せんことを奏したが、侍御史はその罪を充分に推究せずとして、大理卿が断罪した。侍御史は一人だけで判決する権限はなく、侍御史鄭愔が任掌以上の権限を振うとしたのである。

都督刺史、県令等の地方長官及び佐官属僚を監察糾弾するのは、前に述べたように監察御史が主として當る、しかし侍御史や御史中丞が時に出使監察することもあつた。通鑑二一〇 則天長安四年の条に、又勅環幽州都督屈突仲翔贓汚、又勅環副李嶠按推陸蜀、環皆不肯行、奏曰、故事州縣官有罪、雖高侍御史、卑則監察御史、中丞非軍國大事不当出使。

とあって州県官の犯罪の監察糾弾は侍御史か監察御史が當る。御史中丞

は軍國の重大事でなければ出使監察することはしない、として宋璟は遂に出使しなかった。宋璟は御史中丞であった。

さて地方官僚監察は臨時に中央から出使を任命した。唐は貞觀の初め天十を十道に分け、^㊷さらに開元二十一年十五道とし、各道に采訪使を置いて六条を以て不正非違を検察し、特に両畿は御史中丞を以てこれに充てた。余の道は刺史の中から優秀なものを選んで充てたとあるが、御史中丞を国都長安近傍の両畿採訪使としたのは国都周辺の治安対策上重要であつたからである。刺史の地方官僚監察は本来の任でなく、監察御史が原則としてこれに当つた。漢代では地方官僚監察に任ずる部刺史が置かれ、御史中丞がこれを統率して、中央集権の強化を図つた。六典^{卷三〇}

に、初置郡刺史十三人、掌奉詔條察諸州。とあって刺史をして諸州を監察せしめた。そして部刺史が中央から任命されて各州を巡察した。ところが唐代の刺史は州の長官で主として民政に当り、部下属僚を監督した。六典^{卷三〇}都督刺史に、都督刺史、掌清肅邦畿、考覈官吏、宣布德化、撫和齊人、勸課農桑、……知百姓之疾苦、……常不率法令者、糾而繩之。……とあって部下官僚を考課し、農桑を勧め、民政を主として一般農民生活に重点を置き、法令に従わぬものを糾举したのであり、一般農民の不正糾举は法曹、司法、參軍事の任であった。従つて刺史、県令や属僚の監察は監察御史にあつた。県令はいうまでもなく、人民を風化し、百姓の疾苦を知り、民の戸口資産を調査し、民の冤滞を察するという直接民に接して民政に注意することにあつた。

県令は刺史の監督を受けていたことはいうまでもない。刺史、県令は直接人民を監察糾举するが、また刺史、県令は監察御史、または臨時に

中央から派遣される出使によつて監察糾举される。これが巡察使であり、按察使である。監察權は監察御史または臨時に派遣される出使にあつた。六典^{卷二三}御史台によると、監察御史は武德初めは八人、貞觀二年には十人とあり、この外に監察御史裏行を置いた。裏行というのは正官でなく、試補官であり、馬周が初め任命されている。新書^{卷四八}百官志に、監察御史十五員と見えているから、天宝のころ増員されたものである。しかし監察御史十人や十五人では莫大の数に上る州県官僚の巡察をなし得ることは容易ではなく、そこで中央から臨時に巡察使、按察使、采訪使等が派遣された。

貞觀二十年に大理卿孫伏伽等二十二人を遣して六条を以て四方を巡察せしめ、儀鳳二年、御史中丞崔謐等を遣わし、また貞觀八年黜陟使を、神龍二年、左右台御史及び内外五品以上の官二十人を以て十道巡察使として州郡を巡按せしめ、景龍三年、十道按察使を置いて州郡を分察せしめ、開元八年、再び十道按察使を置いて陸象先や王皎を遣わして巡察せしめている。これらは地方州県の民政の善惡を察舉すると同時に、刺史県令を察舉したのであって、大理卿、御史中丞、左右台御史及び五品以上の官をして巡察せしめた。左右台御史というのは恐らく左右台監察御史であろう。監察御史は常に地方州縣を巡察しなければならず、特にまた臨時に監察しなければならなかつた。監察御史は巡察使、按察使と同じく地方に特別の官司をもたず、その任務が広汎、繁雜で且つその權限が重かつた。それでどの程度の効果が挙つたか疑わしい。そこで旧唐書^{卷九四}李嶠伝に、

察者、又三十余条、而巡察使率是三月已後出都、十一月終奏事、時限迎簿書填委、昼夜奔逐、以赴限期、而每道所察文武官、多至三千余人、少者一千已下、皆須品量才行褒貶得失、欲令典尽行能、則皆不暇、此非敢墮於職慢官也。

李嶠は進士から監察御史となり、後鳳閣舍人（中書舍人）となつたのであり、地方官僚監察についてその経験を嘗めたもので、その時、初めて右台御史を置いて天下郡県を巡察せしめたことに對して上疏したものであり、毎道一二千人の地方官僚を監察しなければならず、その労苦は言葉に尽し得ないことを述べ、そして伝にはさらにその対策について上疏している。いま繁を避けず、それを擧げると、

是故冠蓋相望、郵駅相踵、今巡視既出他州之事、悉當委之、則伝駅大減員、然則御史之職故不可得閑、自非分州統理無由濟、其繁務諸大小相兼率十州置御史一人、以周年為限、使其親至屬縣、或入閭里、督察姦訛、採風俗、然後可以求其実効其成功、若比法果行、必大裨政、且御史持霜入奏、夫聞其於己自修奉職存憲、此於他吏相可也、若且按劾糾摘欺隱、此於他吏可相十也。

と述べている。即ち十州毎に御史一人を置いて県や閭里に入り、民に接して姦訛を督督せば風化があがる。姦邪を彈劾し、欺瞞のものを摘發せば、他吏に比してその効果十倍に當る。さらに天下を二十道に分けんことを上疏している。この上疏は遂に採用されなかつたが、当時の州県民政の状態がわかるし、県や閭里に不正や姦邪が多かつたこともわかる。御史が親しく閭里に入つて督察することは容易でなく、それは刺史、県令の任であつた。しかも十道を二十道とし御史各々一人を置くことも容

易でなく、左右台監察御史合せて十六人だからさらに増員せねばならず、元来監察御史は一般農民を監察するのでなく、刺史、県令属僚を監察するのが本来の任務であつた。

以上の巡察使、按察使は則天、中宗、睿宗時代に派遣して地方を巡察せしめたが、先に述べたように、開元二十二年、張九齡の建議によつて採訪処置使を置いて地方官僚を監察せしめた。

開元二十二年、初置十道採訪処置使、以御史中丞盧綱等為之……諸道採訪処置使、華州刺史李尚隱等奏、請各使置印許之、……命諸道採訪使、考課官人善績、三年一奏永為常式。

とがわかる。監察御史はまた常に貨幣の流通、物価の高低等について監察した。通鑑二一二開元八年の条に、時環与中為侍郎平章事蘇頌建議、

嚴禁惡錢、江淮間惡錢大甚、環以監察御史肅隱之充使、括惡錢、隱之嚴急煩擾、怨嗟盈路、上於是貶隱之官。とあって、惡錢が使用され、江淮地方に特に甚しかったことがわかる。惡錢の行わるのは財政策の失敗が原因であろう。

監察御史が惡錢取締をしたが、その括錢のこと嚴急であつたため、民心堪えきれず、そこで監察御史は官を貶されたのである。折角監察の任にあるものが事急のあまり遂に貶されることもあつた。

旧唐書二六六元稹伝に、
括監察御史、(元和)四年、奉使東蜀効奏、故劍南東川節度使嚴礪違制擅賦、又籍沒山甫等民戶田宅一百一十一、奴婢二十七人、時礪已死、七州刺吏皆責罰、稹奉職、而執政有厚名惡之。

とあって元稹が監察御史となつて憲宗元和四年、東蜀に出使し、故劍南東川節度使嚴礪が制に違つて賦を擅にし、民戸、田宅、奴婢を籍没し、礪は死没したので管内七州の刺史が御史元稹のために糾弾責罰されたのであるが、監察御史は節度使、刺史を糾察した例であり、節度使と雖も御史に監察されていた。しかし節度使は中期以後大抵憲官を兼ねて管内監察の任に當るが、その節度使、刺史も中央から派遣出使した御史に監察され糾弾されていた。しかし地方軍政と民政を兼ねる節度使を監察することは仲々容易ではない。旧唐書二六六白居易伝に、

元稹守官正直、人所共和、自受御史已來、舉奏不避權貴、祇如奏李佐公等事、多是朝廷親情、人誰無私因以挾恨。

とあって白居易は元稹が御史となつて権貴を避けずして彈奏したことについて擁護している。

出使して地方官僚を監察し、地方民政を巡察するのは御史のみとは限らず、尚書各司の郎官も出使して地方巡察の任に当つた。出使の郎官、御史は巡察する所の州県の長官、属僚の政治、閭里の農民の疾苦、災傷について巡察したことを凡て奏聞せねばならなかつたことはいうまでもない。しかし出使の郎官、御史が悉く正しく奏聞したとは限らず、従つて代宗大曆七年に悉く奏聞すべきを勅している。

監察御史は征戰に對して軍を監し、論功行賞を審議する任もあつた。六典二三御史台に、監察御史……凡將帥戰伐大克殺、獲數其俘馘、審其功賞、弁其真偽。

とある。御史はその為に征戰に從事して兵を監察しなければならなかつた。時には御史自ら兵を率いて戦争に從事することもあつた。例えば李嶠伝に、

弱冠進士、累遷監察御史、時、嶺南川邑嚴二州首領反叛、發兵擊之、高宗令嶠往監軍事。
とあって嶺南二州の賊首領の反乱に兵を発し、監察御史李嶠をして軍を監せしめ、反乱鎮定後の論功の審査も行つてゐる。また監察御史が外夷を討伐した例も列伝に屢々見受けられる。

通鑑二〇八中宗景龍元年の条に、
姚雋道討擊使、監察御史晉昌唐九徵、擊姚州叛蠻破之、新獲三千余人。
とあって監察御史唐九徵が姚州の叛蠻を破つてゐるし、旧唐書卷九八杜暹伝に、

開元四年、遷監察御史、仍往磧西覆屯、会安西都護郭虔瓘、西突厥可汗
史獻鎮守劉避不叫、更相執奏、詔遣按其事実、……募人賚金以遺、遲固
辭不受、左右日遠使絕域、不可失蕃人情、遲不得已受之。

これは監察御史杜遜が磧西に覆屯し、安西都護と郭虔瓘と突厥可汗史獻
とが不和で杜遜をして按覆せしめたもので、監察御史は遠く絶域に使し
て都護を監察しなければならなかつた。旧唐書卷九三張仁愿傳に、仁愿は

侍御史に遷つた特に万歳通天元年監察御史孫承景が清辺軍の戦を監察
し、朝に還つて戦鬪を書き、戦鬪毎に敵の矢石に当つて防禦した状態を
報告して御史中丞に昇任させたのであるが、監察御史は戦鬪中でも監軍
せねばならなかつたことを述べたものである。

次に監察御史は館駅を監察したことが会要六一卷御史台、中、館駅に見
えている。

開元十五年、勅両京都亭駅、應出使人三品已上及清要官、駢馬到日、不
得淹留、過時不發、余並令就駅進發、左右巡御史專知訪察。

とあって御史をして両都即ち長安及び洛陽の都亭駅を巡察せしめてい
る。これは開元十五年であるが、それまでは他の中央官僚に監督せしめ
たに違ひない。同じく会要に、

開元十六年勅、巡伝駅、宜因御史出使、便令校察、至二十五年五月監察

御史鄭審、檢校両京館駅、尚未称使。

とあって翌開元十六年御史を遣して監察せしめ、二十五年、監察御史鄭
審を檢校両京館駅として監察せしめたが、未だ館駅使と称せず、肅宗乾
元元年三月に度支郎中第五琦を諸道館駅使に充てゝいる。従つて館駅使
は必ずしも監察御史とは限らず、度支郎中を充てゝ監察せしめてい

唐代における御史と酷吏について

る。新唐書卷四八百官志、監察御史に、

初開元中兼巡伝駅、至二十五年、以監察御史檢校両京館駅、大曆十四年
兩京以御史一人知館駅、号館駅使。

大曆十四年、監察御史一人を館駅使として館駅を監察し、諸道は節度
使、觀察使に命じ判官一人を選んで各駅を監察せしめた。

四、

以上のように御史は監察彈劾或は推究するが、冤罪ウケイで不告不理のも
の、官吏の刻害なるものはその訟を受けて御史、給事中、中書舍人とそ
の件を協議申理した。六典卷三御史台に、
凡天下之人、有称冤而無告者、三司詰、三司御史大夫、中書、門下、大
事奏裁、小事專達。とあり、三司は御史大夫、中書、門下で、即ち御史
中書舍人、給事中がこれにあたつた。六典は次に、
凡三司理事、則与給事中、中書舍人、更直於朝堂受表、若三司所按、而
非其長官則刑部郎中、員外郎、大理司直評事往訊之。
とあり、通典卷二四侍御史に、

又分直朝堂、与給事中、中書舍人同受表、冤訟迭知一日謂之三司受事、
其事大者則詔下尚書刑部、御史台、大理寺同案之、亦謂為三司推事。
とある。六典及び通典の記載に多少の相違はあるが、御史、給事中、中
書舍人の三者が訴状を受けるのを三司受事といい、この訴を三司が申理
するのを三司理事といい、事件の大小によつて異り、大事は奏裁し、小
事は専決し、大事の場合及び非である場合にはさらに詔して御史台、刑
部、大理寺に下して推究せしめたのであって、これを三司推事といつた

のである。即ち罪状申理にはこれを三司の御史、給事中、中書舍人において慎重に審議し、その結果非となつた場合、もしくは事件の大である場合に御史台は更に刑部、大理寺と合議し、推究して判決を下したのであって裁判審議には念を入れたことがわかる。御史は普通に侍御史であるが、三司推事の場合は侍御史と限らず、原則的には御史大夫と及び刑部尚書、大理卿で、長官でなければ御史中丞、又は侍御、監察御史、刑部郎中、員外郎、大理司直、評事等がこれに当つた。

以上のように御史は三司理事として、又三司推事として憲官として官僚監察を、法官として官僚の裁判にも当つたのであつた。即ち検察官と判裁官を兼ねたのであつた。

新唐書卷四六 刑部尚書に、

凡鞠大獄、以尚書侍郎与御史中丞、大理卿為三司使。

と見え、大獄を推鞠するときは刑部尚書侍郎と御史中丞及び大理卿の三司がこれに当り、これを三司使といつた。

次に三司使の推鞠について述べて見よう。通典卷二四 侍御史に、武太后時刑獄滋革。とあり、通鑑卷二七 武后長安四年の条に、司刑少卿桓彥範上疏、以為昌宗無功荷寵、而包藏禍心、……使昌宗益自負得計、天下以為天命不死、此陛下養成其亂也、苟逆臣不誅、社稷亡失、請鸞台鳳閣三司、考竟其罪。

こゝにいう三司は註によると、尚書刑部、大理寺、御史台とあるから、と見え、武后時代、張宗宗の叛謀に対し、三司をしてその叛謀の罪を推究せしめている。

こゝにいう三司は註によると、尚書刑部、大理寺、御史台とあるから、叛謀の大獄に対し三司使がこれを推鞠した。また冤滞に対し三司を

して推究せしめていることが^四旧唐書卷五〇刑法志に見えてる。また通鑑卷二二三 玄宗開元十四年の条に、

以隱甫為御史大夫、隱甫由是与說有隙……四月隱甫及御史中丞李林甫、共奏彈、說引術士占星徇私、僭侈多受納賄賂、救源乾曜及刑部尚書韋抗、大理少卿明珪与隱甫、同於御史台鞠。

これによると、張說の贓賄に対し御史大夫崔隱甫、刑部尚書韋抗、大理少卿明珪とがいわゆる三司使となつて張說の罪を推究したものである。しかしそまだ三司使といわず、正式に三司使を置いたのは玄宗天宝乱の時である。旧唐書卷五〇刑法志に、兩京衣冠多被笞、至相率侍罪闕下とあり、三司使を置いて推究したことが見えており、また肅宗の時、三司刑獄を用い、その為に流貶相繼いだと見えておる。この三司は同じく三司使のことであろう。

旧唐書卷一三七 趙涓侍に、

先是侍御史盧南史、坐事貶信州員外司馬、至郡準例得庶吏一人、每請紙筆錢、前後五年、計一千貫、南史官冗故放吏歸、納其紙筆錢六千余錢、刺史姚驥劾奏、南史以為贓、又劾南刺賈鉛燒黃丹、德宗遣監察御史鄭楚相、刑部員外郎裴灝、大理寺評事陳正儀充三司使、同按鞫、將行並召於延英謂之曰、卿等必詳審、無令漏罪銜冤。

これによると、侍御史盧南史が事に坐して信州司馬に貶され、地方官に出てまた坐贓し、刺史姚驥がこれを彈奏した。そこで徳宗は三司使を任命して坐贓を詳しく調査推究させた。

このときは三司使の中に監察御史鄭楚相がいる。三司使は原則として御史中丞、刑部尚書、大理卿であつて、大獄の場合に遣わされるもので

ある。この盧南史の場合大獄ではなく普通の贓賄であった。そこで監察

御史、刑部員外郎、大理寺評事の三司を派遣されたものであり、この三司については六典二三御史台に見えている通りである。従って三司使は事件の大小によってその地位にも変化があった。この坐贓について刺史が管下官僚を弾奏しているが、部下官僚の監察権は刺史にあっても弾奏することもできたようである。

旧唐書卷一四六 楊憑伝に、

元和四年、御史中丞李夷簡奏、京兆尹楊憑前江西觀察使贓罪及他不法事、勅副御史台、刑部尚書李鄘、大理卿趙昌鞫問、楊憑賀州臨賀縣尉、又追捕懲前江西判官監察御史楊璫、繫在台、命大理少卿胡珣、左司員外郎胡詵、侍御史韋顥同推、初李夷簡自侍御史出官巡屬、憑頗放縱、夷間切齒。

この犯状は二人の事件であり、一つは京兆尹楊憑が前に江西觀察使であった時の犯状で、御史中丞李夷簡と刑部尚書李鄘及び大理卿趙昌が三司使として鞫問し、他の一つは楊憑の判官で監察御史の楊璫の犯状であり、これには大理少卿胡珣、左司員外郎胡詵、侍御史韋顥が三司使として推鞠した。その在官の地位、品階や犯状によって三司使の地位が異つており、一は御史中丞が他は侍御史が三司使の一人としてこれに当つている。左司員外郎とあるが、司門員外郎ではなかろうか。

旧唐書卷二五六 干頤伝に、干頤の孔目官沈璧の家僮を殺した事件について、内侍獄に於て鞫問し、ついで御史台獄に附し、御史中丞薛存誠、刑部侍郎王播、大理卿武少儀が三司使として按問せしめている。大獄とはいえぬが、正式の三司使をして推鞠せしめているからある程度の事件で

あつたに違ひない。

旧唐書卷五十八 鄭余慶伝に、

余慶……知吏部選事……時有玄法寺僧法湊、為寺衆所訴、万年縣尉盧伯達斷還俗、又復為僧、伯達上表論之、中丞宇文邈、刑部侍郎張惑、大理卿鄭雲道寺三司与功德使判官諸葛述同按鞫、時議述胥吏不合与憲臣等。この事件は玄法寺の僧が寺象のために告訴され、盧伯達が上表したもので、御史中丞、刑部侍郎、大理卿を三司使として功德使判官の諸葛述と推鞠した。ところが功德使判官の諸葛述は胥吏であったから、憲臣等と共に推鞠できぬと非難したものである。この事件も大獄ではないが、大獄に限らず、普通の事件でも三司使をして推鞠させたようである。

五、

御史は百僚の不法を糾察する重職であつたから歴代その選任を重視した。通典卷二四侍御史に、後漢……以公府掾属高第補之、或故牧守議郎、郎中為之。とあり、後魏御史甚重、必以対策高第者補之。とあって中央官僚や地方官僚の成績高第のものを任用した。隋も初めこれをうけたが、文帝開皇以後は吏部選用とした。

自開皇前、猶踵後魏革選、自開皇後、始自吏部選用、不由台主。

とある。隋は中央集権の下に、中央と地方とを問わず、凡て流内官（品官）は中央から任命し、吏部がその選用を掌つた。そこで御史も御史台長官の任用によらなかつた。

唐代は隋制をうけたが、御史を最も重視し、その選任に意を用いた。其將除拂、皆吏部与台省長官、宰相議定、然後選例補奏、其内詔別拂者、

不在其限。麟徳以来用人尤重、選授之命、不由銓管。

とあって同じく吏部で選用するが、御史として除拝される場合には吏部と御史台長官、及び宰相と議定して然る後任用されたのであり、如何にその任用に注意したかがわかる。高宋の麟徳以来、最も更に重視し、選授の命は吏部によらず、天子自ら任命した。そこで吏部選舉を経た者でも、別に台省長官や、宰相の議定を経なくとも、天子の内詔によって特別に除拝された。とにかく吏部と台省の長官及び宰相の合議の上任命されるか、又は天子から特別に任命されるかであった。台省長官というものは御史大夫、中丞、尚書侍郎をいうのであり、その選用を最も重視したことことがわかる。百僚を監察し、糾弾の任に當る御史はその人物優秀で、公平廉潔でなければならず、また吏部選舉でも三者が御史に適當と思われる人物を協議して選用したから、当然優秀なものが選ばれたと思われる。しかし本紀や列伝を見ると、御史は凡てが適當なものと考えられず、天子の特別任用はややもすると、天子の意のまゝになることがある。武后の世のいわゆる酷吏はその例であつたと思われる。こゝにいう御史は侍御史であり、天子の側近に侍して百僚を監察する極めて重要な地位であったので特別任用に意を用いた。

侍御史は多くの場合、監察御史から抜擢して任用される。新旧唐書列伝にはその例が多く見られる。従つて監察御史の任用についても当然重視され、殊に進士出身者のうちからその優秀なものが選ばれる。勿論進士に登第して直ちに任用されることはなく、一度地方官として地方の県尉に赴任し、その成績によつて任用されるか、又は進士登第後中央官に入つて然る後任用されるかであり、中には進士を経ずして任用されたもの

のもあつた。前述のように監察御史の任掌は広汎で、繁雜であり、しかもその権限も強かつたから、百僚が畏懼するものを抜擢せねばならなかつた。通典卷四監察御史に、開元初、革以殿中掌左右巡、監察或權掌之状本任也、職務繁雜、百司畏懼、其選拔多自京畿縣尉。

とあって監察御史は多く京畿縣尉から選用されたとある。いうまでもなく國都長安の存在している県であつたから有能なる者が任用されたことは当然である。その中から監察御史に任用したのである。しかし必らずしも京畿に限らず、中央官僚や他の県の縣尉からも任用されている。その例も亦列伝に見られる。例えば杜暹は大理事評事から、崔日用は新豐縣尉から、また解琬は新政縣尉から成都丞を経てそれぞれ監察御史に任用されている。しかも縣尉から縣丞を経て任用された。また必ずしも科举登第者とは限らず、蔭を以て任用されたものがある。盧杞は諸使府から、また解琬は新政縣尉から殿中侍御史に遷つていて、天宝以後、地方諸使府に一度辟召されて判官などになり、その後中央に入つて監察御史に任用されるものが多くなつた。陸贊のよう、十八才で進士に登第し、又書判拔粹で渭南縣主簿となり、後監察御史となつた。其他その除任に種々あるが、多くは地方縣丞から入つて任用されている。科举が仕官の登竜門とすると、監察御史任用ということは官僚として将来を約束される第二の関門ともいべき地位であり、監察御史在任中の成績如何が将来への岐れ道でもあつたようである。

監察御史から殿中侍御史、やがて侍御史に昇るのは普通の官途であった。侍御史から御史中丞へやがては御史大夫へと昇る道もあつたが御史中丞、御史大夫への道は侍御史のより道よりも他の官から昇つたものが

多い。このことは御史台官が天子直属の官とはいひながら純粹の検察官ではなく、或いは法官を兼ねているし、時には行政に参与することもあって完全に独立したものではなかつたからで、従つて御史中丞や御史大夫は尚書、門下、中書省の官から入つたものが多かつたようである。

次に御史の品階について唐六典を見ると、

監察御史 正八品上

殿中侍御史 従七品上

侍御史 従六品下

御史中丞 正五品

御史大夫 従三品

となつてゐる。これを州県地方官と比較すると、次の通りである。

諸州県（上、中、下）尉 従九品下

京畿県尉 正九品下

上州県主簿 従八品下

上州県丞 正九品下

中、中下、下県主簿 従九品上

中、中下県丞 正九品上

下県丞 正九品下

県尉、県主簿、県丞から正八品上の監察御史に昇ることは順当な仕官である。県令は県の上下によつて従七品下から従六品上まで、刺史は下州の正四位下から上州の従三品までであったが、品階の低い監察御史が品階の高い刺史や県令を監察するのは容易でなかつたと思われる。のみならず宰相のような品階の高いものをも監察弾奏することができたから監察

唐代における御史と酷吏について

御史や侍御史は強い権限をもつたことになる。しかし百僚を監察する長官の御史大夫や、次官の御史中丞が六尚書よりも品階が低かつたので、武宗会昌二年、牛僧孺の奏によつて御史大夫は六尚書と同じく正三品に、御史中丞は正四品下に昇品させたがこれは当然であるといえよう。御史の任期はどうであつたか。官僚のうち、中央官僚は原則として任期は三年、地方官僚は四年となつていて、勿論この通り守られなかつた。李嶠伝によれば、周年がよいとしているが、憲宗元和五年王播の奏によると、旧制監察御史は二十五ヶ月、殿中侍御史は十三ヶ月、侍御史は十ヶ月と見えてゐるから、他の官僚の任期と比較すると短いことがわかる。監察官は任期長きにわたると、自身不正、非違もあり、且つ繁雜な劇務であつたからであろうと思われる。

しかしながら短きに過ぎると監察の職責を充分發揮できぬこともあります。そして御史は地方に出使して地方官僚を監察し、間違いや過失なければ転遷され、或は昇任された。

六、

さて唐代における酷吏とは如何なるものであつたか。旧唐書一八六上下卷 酷吏伝に二十三名が記され、新唐書二〇九に十六名が記されている。これら酷吏は両書によると、その殆んどが御史であったことである。通典二四卷侍御史に、

武后時刑獄滋章、凡二台御史、多苛刻無恩、以誅暴為事、猜阻傾奪、更相陵構此為弊也。

右廩政二台を置いたがその二台御史とも多くは苛刻であり、殊に左右御史が一層深刻であった。左右御史は中央官僚を、右台御史は地方官僚をそれぞれ監察糾弾したが、右台御史は比較的家柄のよいものを選用した。左台御史はその出身低く卑賤のものが多かった。従つて中央の高官は卑賤出身の左台御史から深刻に監察検挙され、糾弾された。

新旧唐書に見える酷吏が殆んど武后的世のものであり、また武后時代から起つて中宗、睿宗、玄宗時代に至るものであることは、武后時代を中心として酷吏が如何に暴虐を極めたかが察せられる。

いうまでもなく、武后は高宗の皇后となり、高宗に代つて自ら政治をとらんとしたが、その出身低く、反対勢力を駆逐せんとし、全く旧貴族と関係のない刻薄の吏を採用し、法を用いて峻厳苛刻な政治を行い、反武官僚及び反武宗族勢力を打倒し、極まるところこれら反武勢力者を誅殺一掃する必要があつた。そこで通鑑卷二〇三垂拱二年の條にあるように告密の門を開き、又久しく国事を専心せんとし、宗室大臣怨望の心服せざるを知り、大いに誅殺を行わんと欲し、告密せんとするものは何人と雖、凡て駆馬及五品食を給し、農夫樵人と雖、その告密の内容如何を問わず昇進し、事実でなくとも問わぬことにした。そこでこれに応じたものが酷吏であつた。彼等酷吏は早く昇任し、権力の限りをつくしたのである。それが来俊臣、万国俊、周興、丘神勣、侯思止、郭勦、王弘義以下のものであり、苛刻残虐を行つた。しかも武后が自由に自ら採用し、操縦し、駆使して反武勢力を駆逐一掃し得て武周革命を成功させたことは、武后の人物と、その忍と、納諫よく人を知つたのと、その政治力によるところ大なるものがあつたといわねばならぬ。いまそれら酷吏に

いて述べて見よう。

来俊臣は父は博徒で、彼は性凶險、不事生産、反覆残害、興無比。とあり、告密によつて召見され、侍御史から左台御史中丞となり、同じく侍御史の侯思止、王弘義、郭勦、李仁敬等と相応じて無賴の徒数百人を召集し、暴虐の限りを尽したものであり、周興は法律に明るく、尚書都事の胥吏から御史を経ずして、司刑（大理少卿）、秋官（刑部）侍郎に累進し、彼のために陥害されたもの数千とあり、伝遊芸は胥吏から身を起し、左廩政台御史から左補闕、給事中を経て鳳鸞台（中書）平章事として宰相まで昇つてゐる。恐らく当時の宰相は旧門閥であつたのでこれに对抗させたのであらう。索元礼は胡人出身で、告事で召見され、遊擊將軍となり、制獄を推案し、性殘忍、殺戮數千人。とあり。推効の吏、深刻を以て功と為すとあるように性殘忍であつた。侯思止は貧窮不能理生業、乃樂事渤海高元礼家、性無賴で、遊擊將軍となり、天授二年、左台侍御史を挙げ、奏云、諸反逆、人臣惡其名、不願坐其宅……按制獄苛酷目甚、曾按御史中丞魏忠……とあって侍御史として苛酷で、御史中丞魏元忠を推鞠しているが、當時酷吏の侍御史の権力強く、武后を背景にして、己れの直属長官の御史中丞魏元忠を推鞠駆逐したのである。万国俊も同じく卑賤出身で、少謗異険訴とあり、来俊臣の判官となり、天授二年、右台監察御史となつて制獄を推案した。右台御史は名流出身者が多かつたが、その中に卑賤出身の酷吏ものも居つたことは、左台御史と密接に連絡する必要があつたのではなかろうか。長安二年、嶺南の流人が反逆の陰謀の噂あるを聞いて、武后は万国俊を嶺南に遣わし、自尽を命じたことは、残虐極まりない。来子珣も左台監察御史となり、侍御史

に転じ、制獄を推案し、王弘義は遊激將軍から天授中、右台殿中侍御史となり、左台侍御史に転じ、來俊臣と反武官僚を駆逐したが、御史である酷吏が他の御史と事によって貶し、また酷吏である御史が他の御史から推弾されたり、また酷吏が場合によって貶されたりすることもあった。

郭霸は天授二年、武周革命に応じて左台監察御史となり、左台殿中侍御史から右台侍御史に転じ、吉頃は進士に登第、明堂県尉となり、彼は図讖に精通していたので、武后に召見された。酷吏の殆んどが告密による召見で採用されたのに、吉頃は進士や県尉を経て召見されたのである。彼は武后の命により、宰相李元素等三十六家の意に忤らうものを虚構し、以成其獄、皆海内賢士名家、天下冤、親故連累竄逐者、千余人。

とあって虚構によつて罪し、名家門閥を駆逐し、その功によつて彼は右台御史中丞に昇任した。姚紹之は典儀から監察御史となつたが、胥吏出身であり、周利貞は神童の初め、侍御史となり、権要に附託し、後左台御史中丞となつた。以上は悉く武后時代の酷吏であり、武后は酷吏を操従して権力を得た。

王旭は曾祖王珪で門閥出身であり、玄宗開元二年左台侍御史となつた。旭為吏嚴苛、左右無敢支。とあり、御史大夫李傑と協わず、互いに糾弾し、後、王旭は贊巨万なるを以て彈劾されて県尉に貶された。吉温は武后朝の酷吏吉頃の弟で、天宝の初め新豐県丞となり、李林甫に附し、李林甫刑獄を起すや、反対者を排除せんとして吉温に命じて推鞠せしめ、戸部郎中兼御史となり、後、魏郡太守兼御史中丞となつた。後、楊国忠入相するに及び、国忠に附したが、坐贊で端州高陽県尉に貶された。^⑯崔器は曾祖恭礼尚館陶公主為附馬都尉とあって、その出身ある程度

の家柄であり、然性陰刻で、天宝中、明經を経て万年県尉となり、監察御史から御史中丞となつた、肅宗の時、陳希烈、達奚珣等数百人を殺さんと建議したが、彼は後に吏部侍郎、御史大夫となつた。

羅希奭は本杭州の人で為吏持法深刻。とあり、御史台主簿より殿中侍御史に遷り、時称羅鉗吉網其深刻。とあり、刑部員外郎となつた。毛若虛は絳州の人で、其性殘忍、天宝の末、功武県丞となり、後、肅宗の時監察御史から累進して御史中丞となつた。敬羽はその父昭道は開元の初め、監察御史、彼も亦監察御史となり、以苛刻徵剥求進、……羽典毛若虛、左台中五六年間、台中囚撃不絶、又有裴畢曜同為御史、皆酷毒人之陷刑、當時有毛敬、裴畢之稱。とあって刻薄であったことがわかる。

以上酷吏のそれぞれについて挙げたが、その殆んどが武后時代の酷吏であり、睿宗、玄宗、肅宗時代のそれは数名に過ぎぬ。しかも武后の酷吏と玄宗肅宗のそれと多少の相違が見られる。これを漢代や隋代の酷吏と比較すると、その出身、行動、性格において相当相違がある。漢代の酷吏は鍊田氏も述べているように、法術主義によつて地方豪強抑圧のために、主として地方に置かれたものであり、地方の郡の太守としての酷吏であった。

隋書卷七四 酷吏伝によると、隋代の酷吏もその出身殆んど門閥であつて、しかも郡太守等の地方長官であり、法令を用い、刑罰を厳にしたのであつた。

然るに唐代の酷吏はその出身極めて卑賤で、武后が告密の門を開いて結果、召見された無賴の徒であり、またその殆んどが長安及びその附近の暴力団ともいふべきものであった。そしてまたこれらの酷吏の殆んど

が左台監察御史、殿中侍御史、侍御史であり、また刑部侍郎や遊激將軍であった。そして武后が革命を起し、反武勢力を驅逐せんため、己が意のまゝに操縱したものであった。

漢代の酷吏のうち、史記、漢書の酷吏伝に御史出身の官僚が七人あり、このことについて増淵氏も述べているが、漢代では地方長官としての酷吏があまり厳に過ぎ、悪評が立つと一度は免官になるが、やがて又任官されたのである。ところが唐代武后時代の酷吏は残虐極まるところを知らず、二十二史劄記にもあるように、酷史のため誅殺された大官、宰相、宗室数えるところを知らずという状態であった。旧唐書刑法志によると、監察御史魏靖の上言によつて虚構の罪によつて垂拱以来「身死破家」のものについてその寃罪を雪いだが、酷吏來俊臣は監察御史紀履忠のために彈奏され、犯状五つをあげられ、罪死に当るとして下獄された。後、中宗神龍元年に彼等酷吏二十三人は官爵を奪われ、嶺南に流された。やがて玄宗開元十三年、御史大夫程行謙の奏によつて酷吏二十三人の子孫は官に就くを許されず、他の四人は情状酌量してこの限りでなかつた。

七、

中央の高官が御史台の長官である御史大夫や或いは御史中丞を兼ねたことは、行政と監察及び司法を兼ねたことであつて大なる権限を有したことになる。その例は列伝に多く見られる。例えば裴光庭が宰相で御史大夫を兼ね、李義府が宰相で檢校御史大夫を兼ね、楊國忠が宰相で御史大夫を初め、四十余使を兼ねた如きであり、これは中期以後になると一

般に見られる傾向であった。これとは反対に御史大夫や御史中丞で他の官職を兼ねたものもあった。

これと同じように、中期になると、地方藩帥の節度使や地方長官の刺史等が御史台の官を兼ねるものが現われてきた。このことについては青山氏も既に述べている通りである。節度使が御史台官を兼ねることは既に玄宗時代からであり、節度使は行政、軍政のみならず、管下官僚の監察権をも一手に掌握し、中央政府の命を守らぬものもあり、中央から出使して派遣される監察御史の命を聽かぬものもあった。もともと地方長官の刺史も部下監察の権もあつたらしいが、刺史から御史中丞や節度使になるものがあり、従つて地方の州刺史は次第にその権限を節度使に奪われる。節度使は州刺史を兼ねると共に數州を管轄し、觀察使、防禦使、経略使を兼ねるのみならず御史を兼ねて強大なる権限をもつことになった。旧唐書卷二〇二張守珪伝に、

開元四年、幽州長史兼御史中丞營州都督河北節度使。

とあるのが最初で、其後節度使で御史大夫や御史中丞を兼るものが多くなり、范陽平盧節度安禄山も御史大夫を典ねたのはその一例である。またそれと共に御史を判官とし、幕僚として地方刺史の権限を奪い、地方監察の権を掌握することになった。それは天宝乱後、朝廷中央政府の地方節度使に対する懷柔姑息な方針から出たものだと考えられる。

旧唐書德二二宗建中元年の条に、

自兵興已来、方鎮重任、必兼台省長官、以至外府僚佐、亦帶台省銜、至是除韓滉蘇州刺史、杜矩河中少尹、而都團練觀察使不帶台省兼官、自是諸道非節、而兼官皆讓。

とあるように、徳宗建中以後、藩帥の節度使は必ず台省の長官を兼ね、その幕僚も台省官の衙みをもたせるようになった。節度使は御史大夫や御史中丞のみならず、尚書侍郎までも兼ねたのである。しかし節度使のみならず、旧唐書卷二一徳宗大曆十四年の条を見ると、成都尹崔寧が御史大夫、京畿觀察使を兼ねたものもあった。

このように節度使が御史台の高官を兼ねることは、その管内の行政のみならず、監察の権を手中に掌握するものであり、また中央の天子直属の御史台官の監察権を相殺することにもなる。

次に重要なことは、天宝乱後、現任の御史を自藩の判官に充てゝ管内監察の権を掌握するに至つたことである。これは節度使の権限の大なることによるものであるが、現任の御史はその数において僅かで、限られており、従つて多数の節度使が現任の御史を悉く判官に充てることは到底不可能なことであつた。新唐書卷四八百官志、御史台に、

至德後、諸道使府參佐、皆以御史為之。謂之外台。

とあって、諸道節度使や觀察使等の使府の佐官として御史を充てこれを外台といつたが、数十に上る諸道使府の佐官に悉く御史を充てることができたかは疑問であろう。

節度使、觀察使の不正、非違を監察することは容易でなかつたろうし、まして御史台の長官を兼ねる節度使の不正、非違を監察することは相当困難であつたであろう。それでも憲宗時代は節度使抑圧の方針をとり、前に述べたように、元和四年、監察御史元復が東蜀に出使して、故節度使嚴礪の非違に対して、七州の刺史を処罰し、^④元和十二年、監察御史韋楚材が、河中觀察使趙宗儒の不正、贓賄について糾察し、さら

唐代における御史と酷吏について

に監察御史崔鄆をして覆按せしめているような例が見られる。しかし御史の成績挙らず、朝廷では地方の状況を充分知ることができぬことを述べているし、また会要卷六〇御史台に、

長慶二年、御史中丞牛僧孺奏、諸道節度觀察等使、請在台御史充判官、臣伏見貞元二年勅、在中書、門下、兩省供奉官、及尚書、御史台、見任郎官御史、諸司諸使、並不得奏請任使、仍永為常式、近日諸道奏請、皆不守勅文。

とあって諸道の節度使、觀察使が御史を判官に充てることを請うたが、貞元二年の勅文を守らず、自藩の判官に御史等を充てることが多くなり、その効果の上らぬことを述べたもので、監察御史の地方節度使、觀察使等の監察は次第に困難となり、節度使、觀察使の権限が拡大されて行つた。

む　す　び

以上唐代の御史と酷吏について述べたが、要するに唐は中央集権の下に官僚統制を強化する為に天子直属の御史をして内外官僚の不正非違を監察糾弾せしめた。従つて御史は強い権限をもち、御史台長官は監察官としてまた行政官として宰相を兼ねるものもあつた。御史のうち侍御史は天子に侍して主として内官を時には外官を監察糾弾し、監察御史は内外官僚を監察糾弾するが主として地方官僚を監察した。殊に監察御史は巡察使、按察使として地方民政を巡察するとともに地方官僚を監察糾弾した。

御史は官僚の監察糾弾に当るのみならず、刑獄の裁判にも当つた。さ

らに三司使として大獄の推鞫に当った。即ち監察と裁判の両者を兼ねた。

御史の選任についてはこれを重視し、吏部と御史台長官と宰相の合議によつて選任し、また天子自らこれを選任した。従つて時には天子の意のまゝになり、武后の世の酷吏は殆んどその出身卑賤で御史であり、苛刻極まるものであつた。

安史の乱以後地方節度使は御史を兼ね、監察の権を与えられた。また現任の御史を判官として管内監察の権を掌握するようになつた。これが節度使の権限を拡大し、地方政治紊乱の原因ともなり、中央御史の地方官監察の効果極めて少なく、成績が挙らなかつた。

【註】

- ① 桜井芳郎氏 御史制度の形成 東洋学報二三の三
- ② 通典卷二四 御史大夫
- ③ 旧唐書卷八二 李義府伝
- ④ 旧唐書卷六六 新唐書卷九六 杜淹伝
- ⑤ 旧唐書卷六三 薛瑀伝
- ⑥ 通典卷二十四 中丞に 隋又為侍書侍御史、台中簿領悉以主之、大唐永徽初高宗即位以國諱、放改持書侍御史為御史中丞。とあり、持書侍御史を治書侍御史ともいつた。
- ⑦ 旧唐書卷四三 職官志 知軌使に天后垂拱元年置歟以達窓密。と見える。
- ⑧ 桜井芳郎氏 御史制度の形成 東洋学報二三の三
- ⑨ 旧唐書卷一四 憲宗紀元和二年の条に、又職方侍郎王潔為嶺南運、御使、監察御史崔元方監之。とある。
- ⑩ 新唐書卷四八 百官志、監察御史
- ⑪ 旧唐書卷八〇 緒遂良伝、会要卷六一 御史台中、彈劾
- ⑫ 会要卷六一 御史台、中、彈劾
- ⑬ 通鑑卷二〇八 中宗武后神龍二年の条
- ⑭ 通鑑卷二〇九 中宗武后景龍二年の条
- ⑮ 通鑑卷二〇九 中宗武后景龍四年の条、旧唐書卷九二紀處訥伝
- ⑯ 旧唐書卷一八五上 酷吏伝、冊府元龟卷五二〇 憲官彈劾
- ⑰ 会要卷六一 御史台、中、彈劾
- ⑱ 旧唐書卷九九 蘇味道伝、冊府元龟卷五二〇 憲官彈劾
- ⑲ 通鑑卷二二三 玄宗開元二十一年の条
- ⑳ 会要卷七七 諸使
- ㉑ 旧唐書卷九九 張九齡伝
- ㉒ 旧唐書卷一〇五 新唐書卷一三四 宇文融伝
- ㉓ 冊府元龟卷五二二 憲官、譏諷
- ㉔ 会要卷六二 御史台下、出使
- ㉕ 六典卷八 門下省
- ㉖ 旧唐書卷五〇 刑法志、又以給事中、中書舍人、御史中丞為三司使、至是謂復旧以刑部、御史台、大理寺為之。とある。
- ㉗ 旧唐書卷五〇 刑法志 則令錄來俊臣、丘神勣等所推鞫人、身死籍没者、令三司重推勘有冤濫者並捨雪。とある。
- ㉘ 旧唐書卷一八五下 崔隱甫伝 冊府元龟卷五二〇 憲官、彈劾
- ㉙ 冊府元龟卷五二二 憲官、私曲

⑤0 通典卷二四 侍御史

⑤0 会要卷六二 御史台下、出使

③1 旧唐書卷一三九 新唐書卷一五七 陸贊伝

③2 旧唐書卷九八 杜暹伝

③3 旧唐書卷九九 崔日用伝

③4 旧唐書卷一〇〇 解琬伝

七年閏七月秋、前後累降制勅、慮諸道違法徵科、受刑政冤濫、皆委出使郎官御史、訪察分奏、雖有此文、未嘗舉職、外地生人之勞、朝廷莫得尽知……と見え
る。

③5 旧唐書卷二三五 新唐書二三三下 廬杞伝

③6 旧唐書卷一三九 陸贊伝

③7 旧唐書一七二 新唐書一七四 牛僧孺伝 会要卷六〇 御史台

③8 旧唐書八四 裴光庭伝

③9 旧唐書一七二 新唐書一七四 牛僧孺伝 会要卷六〇 御史台

③9 新唐書酷吏傳十六名のうち十五名は旧唐書酷史伝二十三名のうちから記し、他の一名は旧唐書卷一五崔器伝を新唐書酷史伝の中に入れている。

④0 二十二史劄記卷一九 武后之忍

卷二十二史劄記卷一九 武后納諫知人

④2 新唐書卷二〇九 酷史伝 旧唐書卷一五 崔器伝

④3 鎌田重雄氏 秦漢政治制度の研究、循吏と酷吏

④4 增淵達夫氏 中国古代の社会と国家、漢代における国家構造と官僚

④5 鎌田重雄氏 前掲論文

④6 二十二史劄記卷一九 武后之忍

④7 旧唐書卷一八六上 酷吏伝来俊臣

④8 青山定雄氏 唐宋時代の交通と地誌地図の研究、唐代駅と進奏院

④9 冊府元龟卷五二二 憲官、誣網

唐代における御史と酷吏について